

< 参考 >

1. 税制上の優遇措置をご利用ください。

(1) 個人の場合

< 所得税について >

①「**税額控除制度**」—この制度は、平成 23 年度から導入された制度で、今までの「所得控除制度」に加えてスタートしました。寄附金額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除するため、多くの方に寄附金支出者への減税効果が高いと考えられます。

[例]

寄附金額が年間 2,000 円を超える場合には、その超えた金額の 40%に相当する額が、当該年の所得税額から控除されます。

$$\text{寄付金額}^{\ast 1} - 2,000 \text{ 円} \times 40\% = \text{所得税控除額}^{\ast 2}$$

例えば、10,000 円のご寄付について、税額控除制度を利用して確定申告をした場合、

$$(10,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = 3,200 \text{ 円}$$

所得税控除額として所得税額から差し引かれ、還付されます。

* 1 控除対象となる寄附金額は、その年の総所得金額等の 40%が上限となります。

* 2 所得税控除額は、その年の所得税額の 25%が上限となります。

◎ 還付額は個人の所得金額、生命保険料控除等の各控除額により異なります。

②「**所得控除制度**」—所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得金額に対して寄附金額が大きい場合には減税効果は大きいと考えられます。本法人は、特定公益増進法人として申請してあるので、特定寄附金として、頂いた寄附金の額が年間合計で 2,000 円を超える場合、寄付金額から 2,000 円を減じた金額に対して、個人により税率の差はありますが、年間の総所得金額の 40%まで課税所得額から控除される優遇措置が受けられます。

[例]

$$\text{寄付金額}^{\ast 3} - 2,000 \text{ 円} = \text{所得控除額}$$

寄付金額が年間 2,000 円を超える場合には、その超えた金額が、当該年の所得金額から控除されます。

* 3 控除対象となる寄付金額は、その年の総所得金額等の 40%が上限となります。

* ①あるいは②の**選択は寄附者（納税者）の方の選択**により、どちらか一方の制度を利用することが認められています。手続きについては、各個人の年収や生命保険料控除額等に違いがありますので各個人で対応願います。

②ご寄付の入金を確認次第、本法人が発行します「寄附金額収書」と「特定公益増進法人の証明書（写し）」と「税額控除に係る証明書（写し）」を送付いたしますので、「税額控除制度」を利用されるか、「所得控除制度」をご利用になるかは各自で判断いただき、確定申告期間に、所轄税務署へご提出ください。この所得税の還付請求は各自で手続きをお願いします。

(2) 法人の場合

法人税法上、寄附された金額が、全額その事業年度の損金に算入できます。
詳細については、募金事務室迄お問い合わせ下さい。

(3) <住民税> さらに住民税の控除も受けることができます。

寄付された翌年1月1日のご住所で自治体によっては、確定申告の際に、住民税の寄付金控除もあわせて申告されますと、翌年度の住民税から控除されます（平成26年にご寄付された場合、平成27年度の住民税から控除）確定申告をせずに住民税の寄付金控除のみを受ける場合は、自治体に直接申告してください。

$$\text{（寄付金額}^{*6}\text{ - 2,000 円）} \times \text{住民税控除率}^{*7} = \text{住民税控除額}$$

※ 6 控除対象となる寄付金額は、ご寄付された年の総所得金額等の30%が上限となります。

※ 7 住民税控除率は、都道府県の指定は4%、市区町村の指定は6%、双方の指定は合計の10%となります。

◎自治体から、本学園を住民税控除の対象法人として指定した自治体から要請があった場合は、寄付者名簿を提出することになっておりますので、ご了承願います。寄付者名簿には、寄付者氏名、住所、寄付金額、寄付金受領日を記載いたします。

・・・<還付を受けるには確定申告が必要です。>

寄付金による還付を受けるには、ご寄付された翌年の確定申告期間に所轄税務署で確定申告を行ってください。確定申告の際には、下記の書類をご用意ください。

①個人の場合は、

学校法人熊本学園が発行します「領収書」と「税額控除制度」か「所得控除制度」対象の学校法人であることの「証明書2通」計3枚送付いたします。実際の手続きをされませぬ時は、ご自身の有利な方で税務署に申請ください。

なお、郵便局（金額が印刷してある振込用紙ご利用の場合）、コンビニエンスストア、電子マネー、クレジットカードでお振込みの場合は、収納代行会社またはクレジットカード会社から、本学園への入金日が領収書の発行日付となりますので、領収書発行日付が1ヶ月～3ヶ月程度後になる場合がございます。ご了承下さい。

②法人等の場合は、

学校法人熊本学園が発行します「預り証」と私学事業団が発行しています「受配者指定寄付金制度の証明書（事業団宛寄付申込者）」の2通送付いたします。「損金」算入可能となります。

2. 遺贈による寄付制度がございます。

個人で所有しておられる資産の一部を本学園に遺言によって寄付したいと考えておられる方への制度がございます。詳細は、募金事務室にご相談ください。

(三井住友信託銀行と協定 TEL:096-355-3211)

☆ 募金についてのお問い合わせ、ご連絡は、下記にお願い致します。 ☆

記

名称：学校法人熊本学園 創立 70 周年記念事業募金事務室

住所：〒862-8680 熊本市中央区大江 2 丁目 5 番 1 号

電話：096-364-5161 (代表)

096-364-7848 (直通)

Fax：096-371-8841 (直通)

URL:www.70th.kumagaku.ac.jp

以上